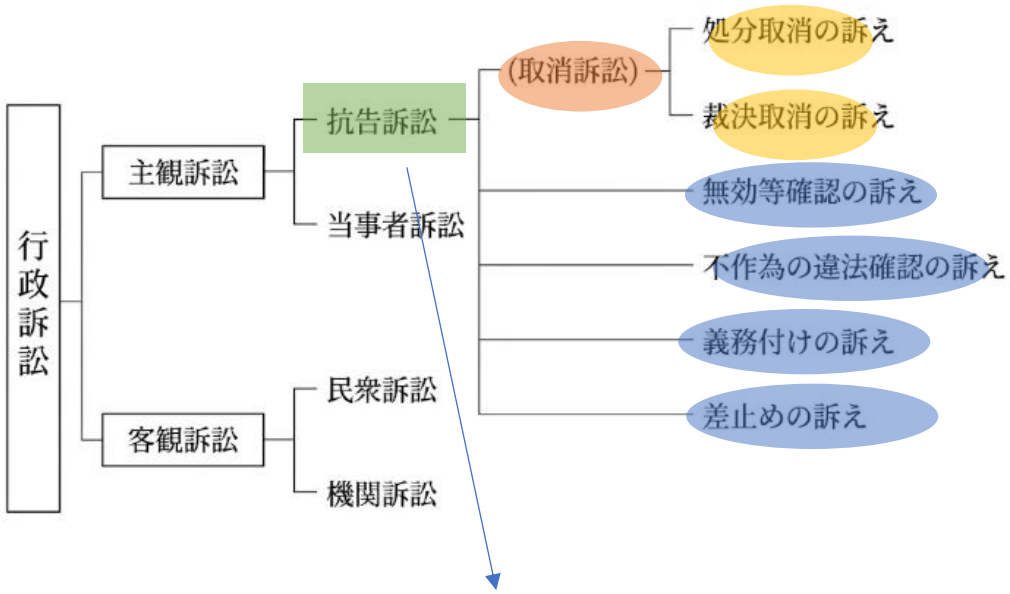
【行政事件訴訟法の大枠について解説】

まずこの表を暗記する

（実質的当事者訴訟と形式的当事者訴訟の枝分かれは載せきれなかったので、テキストで確認）



抗告訴訟の流れ（ガチ暗記！！）

ステップ①　A さん抗告訴訟を提起

⇩

No(1 つでも欠ける)

ステップ②　A さんの訴えに、訴訟要件をすべて満たすか？　⇒　「不適法　却下」（ふか）

⇩　Yes(すべて満たす)

No（A さんの言い分はダメ）

ステップ③　裁判所で審理（A さんの訴えは最もか？）⇒　「理由ない　棄却」（き　ない）

⇩　Yes(A さんの言い分はもっともだ！訴えに理由あり)

(ⅰ)認容判決：A さんの訴えが認められ、A さんハッピー

(ⅱ)事情判決：A さんの訴えはもっともだけど、A さんの勝ちにしちゃうと社会が混乱するから、みんなのために A さん負けてねー。「棄却される」

ゴロ　「きない　ふか」　横溝先生のブログ：行政事件訴訟法で知っておくとよい TIPS

https://ameblo.jp/mizo-pan/entry-12592220996.html

甲子園で優勝すること（＝認容判決をゲット）に置き換えると分かりやすい

ステップ①甲子園優勝を決意　（地区大会出場表明＝訴えを提起）
ステップ②まずは県大会優勝　（甲子園出場のための要件を満たすか？＝訴訟要件を満たすか？）
県大会を勝ち抜いてようやく甲子園出場の切符をゲット（＝本案審理してもらえる）
ステップ③甲子園を最後まで勝ち抜けるか？（訴えに理由あり or 訴えに理由なし）

ステップ②の途中で敗退したら「不適法　却下」
ステップ③の途中で敗退したら「理由ない　棄却」

優勝できたら（＝訴えに理由あり）

(ⅰ)認容判決　　おめでとう！！
(ⅱ)事情判決　　なぜか社会のために負けることになる

「棄却でごめんね事情判決」の具体例

A さん「1 票の格差がひどくて、不平等だ」
裁判所「もっともだけど、認めると選挙やり直しになって、社会が大変。既に通った法案とか
　　予算とかどーすんの？？って社会が混乱するから、みんなのために A さん負けてね」
A さん「おれ間違ったこといってないのに…」
裁判所「ゴメンねゴメンねー」

⇩

棄却

ステップ②について詳しく解説

P1 類型の表でオレンジとブルーで分けたのは、暗記すべき訴訟要件のボリュームが全然違うから！

取消訴訟の訴訟要件
1 処分性
2 原告適格
3 訴えの利益
4 被告適格
5 裁判管轄
6 出訴期間
7 （不服申立前置）

1～7　のすべての要件に〇がついて、ようやく甲子園にいける（裁判所で審理してもらえる）



1 2 3 は判例祭りだが、[キーワード＋あり or なし]だけで瞬時に解けるようになる
暗記カードアプリでそれを作ったので、これで攻略してほしい。アプリをダウンロード⇒
https://quizlet.com/user/exblessing828/folders/182355331?i=5rzn2i&x=1xqt

ここの判例でなし（×）となったものは「不適法　却下」となることを意識して覚える

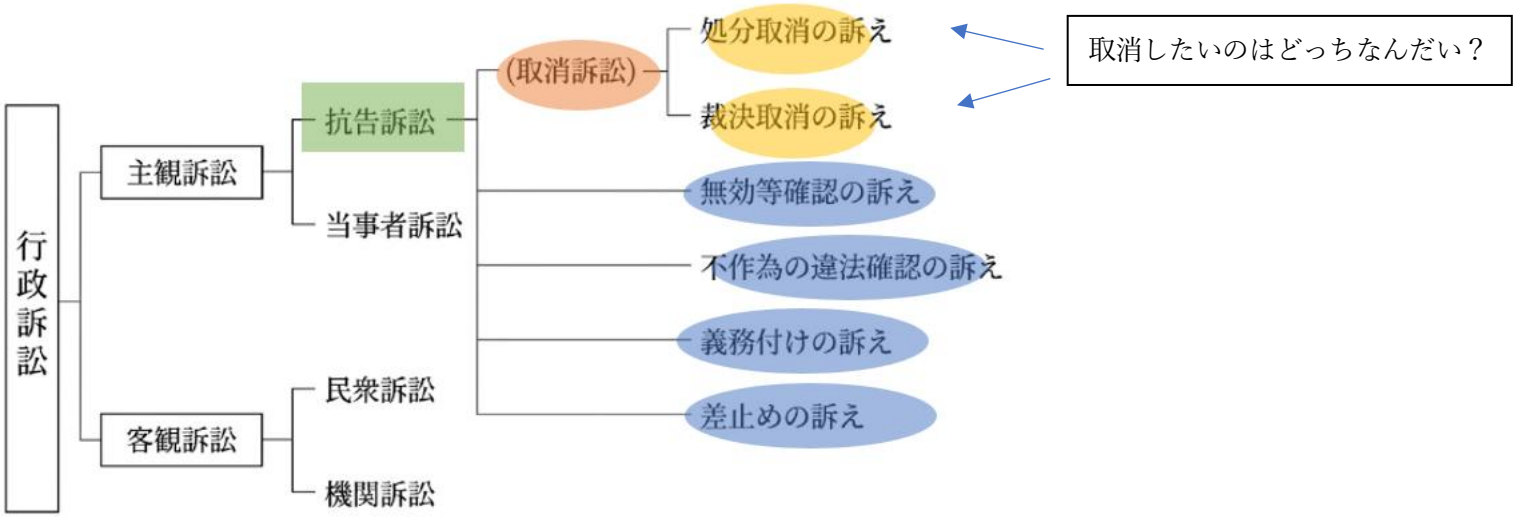
例えば長沼ナイキ訴訟(S57.9.9)は「原告適格〇　訴えの利益×」　です。
オレンジ要件のうち、2 は〇がつくが、3 が×　になってしまうので「不適法　却下」となり、裁判所で審理してもらうことすらできません

↑さらっと書いているがスゴイこと言ってます。

取消し訴訟以外の訴訟要件はその 2 で解説

混乱しがちな原処分主義について解説

原処分主義：黄色のうちどっちを取消したいのかはっきりさせて！という裁判所からの要請
2015 / 2025 年の記述で問われているテーマであり、超重要



自由選択主義をついでに解説

自由選択主義：処分された方が救済を訴える手段は２つあって、自由に選んでいいよ！

行政不服審査法の審査請求（行政機関に訴え）

処分に不服のある方は

行政事件訴訟法の取消し訴訟(裁判所に訴え)　　どっちを選択しても OK(両方も OK)

例外）審査請求前置

このイメージを掴んだ上で今一度テキストの該当箇所を読んでみてください

テスト

①P1 で示した類型の樹形図をなにも見ずに書き出しください。その際足りない部分を補って！
②P1 で説明した抗告訴訟の流れをなにも見ずに書き出してください
③取消訴訟の訴訟要件をすべて書き出して下さい
④訴訟要件を　すべて満たした場合　1 つだけ欠いた場合　3 つ欠いた場合、それぞれどうなりますか？
⑤長沼ナイキ事件について「原告適格　訴えの利益」　の結論を○×で答え、その結果、訴訟はどう着地しましたか？

答え

①当事者訴訟の枝分かれ 1 実質的当事者訴訟 2 形式的当事者訴訟　を加えて
②　P1 で確認してください　③P 3 で確認してください
④「すべて満たした場合」裁判所で審理してもらえます。裁判所がどう判断するかは別です
「1 つ欠いた」時点で、裁判所で審理してもらえません。これを不適法　却下　といいます
「3 つ欠いても」もちろん　不適法　却下です
⑤P3 へ

すべて記事はこちらの note から

宅建に 2 度落ちた私が宅建・行政書士試験に W 合格！人生が変わる「一元化」勉強法とは？【行政書士編】

https://note.com/pupupuland_up/n/n85a63a81896c?flash_message_key=twitter_status_posted%3Fapp_launch%3Dfalse